

固定資産税の減額

～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修～

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

新築から10年以上経過し、床面積が50m²以上280m²以下の住宅(賃貸住宅を除く)で、申告時までに次のいずれかのかたが居住している住宅。

- 65歳以上のかた
- 要介護認定または要支援認定を受けているかた
- 障害者のかた

対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- 通路などの拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 引き戸への取り替え
- 床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積100m²までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 改修工事を行った箇所の写真
- 改修にあたり補助金などの交付を受けた場合は、その内容が確認できる書類
- 要介護、要支援認定を受けているかた：介護保険被保険者証の写し
- 障害者のかた：障害者手帳の写しなど

省エネ改修

家庭からのCO₂排出量の削減を図るため、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築され、床面積が50m²以上280m²以下の住宅(賃貸住宅を除く)。

対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- ①窓の断熱改修工事
- ②①の工事と併せて実施した次の工事

- 床の断熱工事
- 天井の断熱工事
- 壁の断熱工事

③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積120m²までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 改修にあたり補助金などの交付を受けた場合は、その内容が確認できる書類
- 省エネ基準に適合することを証する書類(増改築など工事証明書)

※省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額される固定資産税額や必要書類などが異なります。

詳しくは担当にお問い合わせください。



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461